

## 板橋区交通政策基本計画策定委員会設置要綱

平成30年5月21日区長決定

(目的)

第1条 交通政策基本法（平成25年法律第92号）に基づく交通政策基本計画（国土交通省平成27年2月閣議決定）が策定され、地方公共団体においても交通に関する施策を、まちづくり等の視点を踏まえながら、総合的かつ計画的に実施することが求められている。

また、区では、平成30年3月に策定した「板橋区都市づくりビジョン」において、「道路・交通ネットワークの形成」に係る都市づくりの方針として「総合的な交通政策の推進」を掲げている。

これらを受けて、区の交通政策全般に関する方向性を定める交通基本計画を、まちづくり、子育て、産業振興・地域経済の活性化、観光振興、福祉、環境等の幅広い視点から、総合的かつ計画的に策定・実施するため、板橋区交通政策基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 交通基盤、交通関係施設等の整備に関する計画の策定に関すること。
- (2) 歩行者、自転車、自動車、バス、鉄道、その他新たな移動手段等の幅広い交通手段に関わる施策を総合的に網羅した計画の策定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者35名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民を代表する者
- (3) 鉄道事業者を代表する者
- (4) 自動車運送事業者を代表する者
- (5) 交通管理者を代表する者
- (6) 国土交通省職員
- (7) 東京都職員
- (8) 板橋区議会議員
- (9) 板橋区職員
- (10) 前号に掲げる者のほか特に区長が認める者

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合にお

ける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、副会長を指名する。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合はその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長の招集により開催する。

- 2 会長は、委員会を招集する場合は、議事の内容、日時、場所、その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、施策の分野ごとに特化する内容の討議及び検討を行うため、専門部会を設置し、専門事項の調査及び検討を行わせることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が指名した学識経験者その他の者とする。
- 3 専門部会の運営に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

(庁内検討会)

第8条 区の各事業に関する施策と交通政策との調整を図るため、板橋区交通政策基本計画策定庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置し、調整、検討等を行う。

- 2 庁内検討会の構成及び運営に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会、専門部会及び庁内検討会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。